主 文本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は被告人の負担とする。

本件控訴趣意は弁護人樋渡道一の差出した末尾添付の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。

同論旨第一点の(一)、原判決は被告人の判示暴行の所為につき証拠によらないで事実を認定した違法ありとの主張について。

しかし原判決の挙示した証拠を取調べると、原審証人Aの証人調書には、被告人と廊下一つ隔てて居住していた同人が、判示の日(昭和二十七年十一月十七日)夜十時帰宅するや、妻から、被告人は昼から酒を飲んでひどく子供を折檻しているらしいと言い聞かされて、被告人の室にはいつて見たところが、判示Bが炉ぶちにつかまつて泣いて居り、顔に鼻血とそのほかの血がついていた、その翌日Bが死んでからも見たが、何かをぶつつけて負はせた傷であることには違いないから被告人はBを叩いたと思う旨の供述記載があり、原審証人C(Aの妻)の証人調書には、Bが亡くなる前の日に被告人は朝から酒を飲んでいて時々大きな声がきこえ、D

同論旨第一点の(二)、被告人の本件殴打の行為は親としての一種の懲戒行為であるから違法性を欠くとの主張について。

同論旨第二点、原判決は判示遺棄の事実につき、被告人に故意があつたことを明かにしないから、その理由を欠き、またその証拠の上に被告人の故意が認められないから、事実の誤認があるとの主張について。

原判決の挙示した証拠によると、医師E作成の鑑定書にはBの「死因は栄養失調による衰弱死と考えられ、左肺の気管支性肺炎及び或る程度の顔面部分に加えられた損傷が死期を促進したと推定される」「本死体は生前、少くとも死亡の二三日以内において離床歩行することが不可能な衰弱状態にあつたものと推定する」とあり、証人Eの証人調書(第一、二回)には、Bの死体を解剖するに当り「その体は非常に瘠せていて大腿部などは皮膚が遅緩し、目は落ち窪んで普通の子供には見ら

論旨第三点、原判決の量刑は不当であるとの主張について。

記録並びに原判決の掲記した証拠を精査して、原判決の認定した事実に関する諸般の情状を綜合すると、所論の点を考量しても原判決の被告人に科した懲役二年の実刑は相当であつて、重きに過ぎるとは考えられない。論旨は理由がない。

よつて本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条によつてこれを棄却し、当審の訴訟費用につき同法第百八十一条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 原和雄 判事 小坂長四郎 判事 臼居直道)